

改正後	現 行
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三十 (略)</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポート ジヤー 次に掲げるエクスポート ジヤーをいう。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポート ジヤー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十二 金融機関等向けエクスポート ジヤー 次に掲げるエクスポート ジヤーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクス</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三十 (略)</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポート ジヤー 次に掲げるエクスポート ジヤーをいう。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポート ジヤー</p> <p>チ・リ (略)</p> <p>三十二 金融機関等向けエクスポート ジヤー 次に掲げるエクスポート ジヤーをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクス</p>

<p>スボージャー 二〇〇八 (略) 三十三〜七十五 (略)</p> <p>(国際開発銀行向けエクスボージャー)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、<u>多数国間投資保証機関</u>、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスボージャーのリスク・ウエイトは、零パーセントとする。</p>	<p>スボージャー 二〇〇八 (略) 三十三〜七十五 (略)</p> <p>(国際開発銀行向けエクスボージャー)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスボージャーのリスク・ウエイトは、零パーセントとする。</p>
---	---